

標準文書保存期間基準(保存期間表)(鳥取簡易裁判所)

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間		
				大分類	中分類	名称(小分類)			
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別紙1のとおり	別紙1のとおり	10年		
	(2) 制定又は改廃	ア 規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料						
		イ 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本	下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本						
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し						
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引						
(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引							
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画	通達案					
		イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案						
(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	ア 最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引						
	イ 最高裁判所以外により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	最高裁判所以外により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引						
3 裁判官の配置、代理順序、事務分配及び開廷日割並びに裁判官以外の職員の配置及び事務分配の定め並びにその経緯	裁判官の配置、代理順序、事務分配及び開廷日割に関する立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画	事務分配等	裁判官	事務分配等	5年		
		イ 内部調整文書	協議書、回答書						
		ウ 裁判官会議に提出された文書	配布資料						
4 職員の人事に関する事項	(1) 裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定等に関する重要な経緯	ア 立案基礎文書	基本方針、基本計画	職員人事(事務)	任免、勤務裁判所の指定(連絡文書)	任免、勤務裁判所の指定(連絡文書)	5年		
		イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	通達案						
	(2) 裁判官以外の職員の試験、選考等に関する	ア 最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書		通達、ガイドライン、運用の手引	試験、選考(連絡文書)	試験、選考(連絡文書)	5年	
		イ 最高裁判所以外により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	最高裁判所以外により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書		通達、ガイドライン、運用の手引				
	(3) 俸給その他の給与に関する業務	人事帳簿	人事帳簿		別紙2のとおり	人事帳簿	別紙2のとおり	別紙2のとおり	
	(4) 能率に関する業務(5)に該当するものを除	ア 能率に関する連絡文書	能率に関する連絡文書		一時的通達	能率(連絡文書)	能率(連絡文書)	5年	
		イ 研修に関する連絡文書	研修に関する連絡文書		一時的通達	研修(連絡文書)	研修(連絡文書)	5年	
	(5) 職員の研修に関する業務	ア 研修の実施に関する文書	研修の実施に関する文書		年度計画、実施計画、通知	研修	研修	3年	
		(6) 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する業務	ア 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する連絡文書		勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する連絡文書	一時的通達	服務(連絡文書)	服務(連絡文書)	5年
			イ 勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する文書		勤務時間、休暇、職員団体その他の服務に関する文書	職務専念義務免除請求書(撤回申出書)、休憩時間短縮申出書、休憩時間割当表、旧姓使用申出書、通知書	服務	服務	3年
	ウ 私事渡航の承認に係る決裁文書	私事渡航の承認に係る決裁文書	海外渡航承認申請書、外国旅行承認請求書						
エ 裁判官の休業に関する文書	裁判官の休業に関する文書	請求書、通知書							
(7) 職員の人事に関する業務(1)から(6)までに該当するものを除く。	ア 人事の付随的業務に関する文書	人事の付随的業務に関する文書	一時的文書	一時的文書	人事(一時的文書)	1年			
	イ 人事帳簿	人事帳簿	別紙2のとおり	人事帳簿	別紙2のとおり	別紙2のとおり			
5 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	ア 事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	訟務(事務)	訟務一般	訟務一般	5年		
		イ 事件記録の保存に関する連絡文書	事件記録の保存に関する連絡文書					記録保存	記録保存
	(2) 事件記録の保存に関する業務	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書	最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書	連絡文書	訟廷事務(連絡文書)	5年		
イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書		最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に申し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分申立書の写し	判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書等	1年			
(3) 訟廷事務等に関する業務(1)及び(2)に該当するものを除く。	イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書	最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に申し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分申立書の写し	判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書等	1年			
	イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書	最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査嘱託依頼書、照会書、調査票、嘱託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に申し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分申立書の写し	判決書等写し、調査回答書	判決書等写し、調査回答書等	1年			
6 会計に関する事項	物品に関する業務	管理換物品引渡通知書、管理換協議書、送付通知書	管理換物品引渡通知書、管理換協議書(同意書を含む。)、送付通知書	会計(事務)	管理換物品引渡通知書、管理換協議書、送付通知書	送付通知書	3年		
7 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務	ア 庶務帳簿	庶務帳簿	庶務(事務)	庶務帳簿	別紙2のとおり	別紙2のとおり		
		イ 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知						
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書						
	(2) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議に提出された文書	配布資料			会同、会議	会同、会議	3年	
		イ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書						
		ウ 会同又は会議の結果が記録された文書	議事録、結果報告書						
(3) 文書の管理に関する業務	ア 文書の管理に関する連絡文書	文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	文書(連絡文書)	文書(連絡文書)	5年			
	イ 文書の廃棄の意思決定が記載された文書	文書の廃棄の意思決定が記載された文書	廃棄目録	文書(廃棄)	文書(廃棄)	5年			
	ウ 文書の保存期間等が定められた文書	文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準(保存期間表)	文書(保存期間基準)	標準文書保存期間基準(保存期間表)	5年			
	エ 庶務帳簿	庶務帳簿	別紙2のとおり	庶務帳簿	別紙2のとおり	別紙2のとおり			

標準文書保存期間基準(保存期間表)(鳥取簡易裁判所)

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
	(4) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書		情報(届出等)	情報(連絡文書)	1年
	(5) 庶務に関する業務((1)から(4)までに該当するものを除く。)	ア 事務取扱担当者等の指定及び特定個人情報等の取扱区域の管理に関する文書	事務取扱担当者の指定書、取扱区域の指定書、総括保護管理者への報告書		個人番号関係事務	個人番号関係事務	5年
		イ 庶務に関する業務についての一時的文書	一時的通達		連絡文書	庶務(連絡文書)	5年
		ウ 保護通知書	保護通知書		保護通知書	保護通知書	1年
		エ 庶務に関する業務についての一時的文書	一時的文書		一時的文書	庶務(一時的文書)	1年

(別紙1)

項番	中分類	名 称 (小分類)	該当する司法行政文書の範囲
1	裁判官の任免、転補、報酬等	裁判官の任免、選考、転補、報酬等に関する例規	裁判官の任免、選考、転補、報酬等に関するもの
2	裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定	裁判官以外の職員の任免、勤務裁判所の指定に関する例規	裁判官以外の職員（検察審査会の職員、執行官、調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員を含む。以下同じ。）の任免、選任、勤務裁判所の指定等に関するもの
3	服務	服務に関する例規	服務に関するもの
4	訟務一般	訟務一般に関する例規	訟務一般に関するもの
5	公印	公印に関する例規	公印に関するもの
6	文書	文書に関する例規	文書の取扱いに関するもの
7	外事・庶務関連文書	外事・その他庶務に関する例規	外事関係及び5、6に該当しない庶務に関するもの

(別紙2)

項番	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書的具体例	名称(小分類)	保存期間	
人事帳簿					
1	4の(3)関係	給与の適正な決定及び支給のために作成した文書	裁判官・管理職員特別勤務手当整理簿	5年1月	
2			超過勤務命令簿	5年3月	
3	4の(7)のイ関係	出勤簿	出勤簿	5年	
4			民事調停委員出勤簿	5年	
5		登庁簿	登庁簿	5年	
6			民事調停委員登庁簿	5年	
7			休暇簿	3年	
庶務帳簿					
8	7の(1)関係	公印簿、公印の管理に関する帳簿、契印機の保管責任者について定めた文書	公印管理簿	常用	
9			廃止公印簿、廃止した公印の管理に関する帳簿	廃止公印管理簿	30年
10	7の(3)のエ関係	事務記録帳簿保存簿、廃棄簿	事務記録帳簿保存簿	30年	
11			文書受理簿、文書発送簿	文書受理簿	5年
12				文書発送簿	5年
13			特殊文書受付簿、当直文書受付簿、送付簿	特殊文書受付簿	3年
14				当直文書受付簿	3年
15	送付簿	3年			